

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月27日
【事業年度】	第15期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）
【会社名】	ピクスタ株式会社
【英訳名】	PIXTA Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 古俣 大介
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
【電話番号】	03-5774-2692（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 恩田 茂穂
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
【電話番号】	03-5774-2692（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 恩田 茂穂
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
売上高 (千円)	-	1,758,385	2,231,590	2,514,253	2,759,466
経常利益 (千円)	-	155,787	23,262	106,893	154,513
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失 () (千円)	-	100,870	6,030	20,902	90,349
包括利益 (千円)	-	100,870	682	15,257	90,134
純資産額 (千円)	-	659,864	659,776	676,322	784,498
総資産額 (千円)	-	1,307,342	1,790,357	1,901,965	2,022,343
1株当たり純資産額 (円)	-	295.81	295.45	302.11	347.98
1株当たり当期純利益金額又は1 株当たり当期純損失金額 () (円)	-	45.22	2.70	9.36	40.21
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 (円)	-	44.35	-	9.12	39.64
自己資本比率 (%)	-	50.4	36.8	35.5	38.8
自己資本利益率 (%)	-	16.6	-	3.1	12.4
株価収益率 (倍)	-	34.52	-	187.23	41.85
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	245,440	84,678	287,574	226,081
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	223,009	193,599	86,756	128,299
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	679	256,422	58,719	57,992
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	728,682	875,553	1,013,316	1,050,483
従業員数 (人)	-	78	98	101	109
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(20)	(25)	(22)	(22)

(注) 1. 第12期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

4. 第13期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員(契約社員を含み、当社グループからグループ外への出向者を除く。)であり、従業員数欄の()外書きは、臨時従業員(アルバイトを含む。)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
売上高 (千円)	1,388,235	1,757,297	2,054,760	2,335,570	2,584,684
経常利益 (千円)	120,399	170,157	94,372	217,125	233,016
当期純利益 (千円)	111,659	115,300	65,799	131,314	169,483
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	309,319	309,487	309,739	310,261	319,477
発行済株式総数 (株)	2,230,040	2,230,740	2,231,440	2,235,640	2,252,940
純資産額 (千円)	558,318	674,295	740,688	873,291	1,060,817
総資産額 (千円)	990,642	1,317,278	1,752,688	2,004,884	2,218,999
1株当たり純資産額 (円)	250.36	302.28	331.71	390.22	470.64
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	53.75	51.69	29.49	58.82	75.43
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	51.54	50.69	29.01	57.30	74.37
自己資本比率 (%)	56.4	51.2	42.2	43.5	47.8
自己資本利益率 (%)	32.9	18.7	9.3	16.3	17.5
株価収益率 (倍)	40.50	30.20	47.91	29.80	22.31
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	149,994	-	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	26,445	-	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	300,992	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	706,161	-	-	-	-
従業員数 (人)	57	75	78	80	91
(外、平均臨時雇用者数)	(14)	(19)	(21)	(20)	(21)
株主総利回り (%)	-	71.7	64.9	80.5	77.3
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(-)	(100.3)	(122.6)	(103.0)	(121.7)
最高株価 (円)	2,784	2,217	1,748	2,189	2,077
最低株価 (円)	1,901	1,402	1,139	1,423	1,460

(注) 1. 第12期より連結財務諸表を作成しているため、第12期、第13期、第14期及び第15期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第11期は子会社1社(PIXTA ASIA PTE.LTD.)を有しておりますが、持分法非適用の非連結子会社であるため、記載しておりません。

4. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向については、それぞれ記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員(契約社員を含み、当社から社外への出向者を除く。)であり、従業員数欄の()外書きは、臨時従業員(アルバイトを含む。)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

6. 第11期の「株主総利回り」については、第10期が非上場であるため、記載しておりません。また第12期、第13期、第14期及び第15期の「株主総利回り」については、第11期の事業年度末の株価を分母として算定しております。
7. 2015年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行いました。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
8. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
9. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社代表取締役社長 古俣大介は、デジタル素材マーケットプレイス「PIXTA（ピクスタ）」の運営を目的として、2005年8月に株式会社オンボードを設立しました。

現在までの沿革は下表のとおりであります。

年月	概要
2005年8月	東京都渋谷区渋谷において株式会社オンボード設立
2006年5月	デジタル素材マーケットプレイス「PIXTA」をリリースし、写真素材の販売を開始
2007年6月	「PIXTA」上でイラスト素材の販売を開始
2009年4月	ピクスタ株式会社に商号変更
2009年4月	本社を東京都目黒区中目黒に移転
2010年2月	「PIXTA」上で動画素材の販売を開始
2010年11月	本社を東京都渋谷区渋谷に移転
2013年7月	「PIXTA」英語版サイトを開設
2013年11月	シンガポール共和国シンガポール市に現地法人PIXTA ASIA PTE.LTD.を設立
2013年12月	「PIXTA」中国語版サイトを開設
2014年4月	定額制デジタル素材マーケットプレイス「Imasia（イメーシア）」をリリース
2015年4月	「Imasia」サイトを「PIXTA」サイトへ統合
2015年7月	台北市に台湾支店（日商匹克斯塔圖書股份有限公司台湾分公司）を設立
2015年9月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2016年2月	「PIXTA」タイ語版サイトを開設
2016年2月	出張撮影プラットフォーム「fotowa（フォトワ）」を開始
2016年5月	ベトナム社会主義共和国ハノイ市に現地法人PIXTA VIETNAM CO., LTD.を設立
2016年8月	子会社としてスナップマーケット株式会社を設立、当該子会社において株式会社オプトインキュベートよりSnapmart（スナップマーケット）事業を譲受け
2016年12月	タイ王国バンコク市に現地法人PIXTA (THAILAND) CO., LTD.を設立
2017年3月	韓国のTopic Images Inc.を子会社化
2017年7月	「PIXTA」韓国語版サイトを開設
2017年10月	「PIXTA」上で音楽素材の販売を開始
2018年10月	出張撮影プラットフォーム「fotowa（フォトワ）」のサービス提供地域が全国47都道府県に拡大
2019年8月	「PIXTA」上で4K動画素材、MP4ファイル形式素材の販売を開始

3【事業の内容】

当社グループは、当社（ピクスタ株式会社）及び連結子会社2社（スナップマーケット株式会社及びTopic Images Inc.）によって構成されております。当社グループは、「才能をつなぎ、世界をポジティブにする」ことを企業理念として掲げ、インターネットを最大限活用し、価値を生む人とそれを活かす人を最大多数結びつけ、多様性に富む活気ある社会の実現に貢献していくことを目指しております。その理念のもと、インターネット上で写真・イラスト・動画等のデジタル素材の仕入から販売までを行うオンラインマーケットプレイスの運営を主たる事業としながら、さまざまな分野で才能をつなぎ、無数の感動を生み出し、その集積によって、多数のクリエイティブプラットフォームからなる「クリエイティブプラットフォーム経済圏」を実現し、20年後に数千億円規模の取扱高（ ）を目指して事業展開をしております。

なお、当社グループは、クリエイティブ・プラットフォーム事業の単一セグメントのため、セグメント情報は記載せず、主要なサービス毎に記載しております。

（クリエイティブプラットフォーム経済圏において行われる取引の総額）

1. クリエイティブ・プラットフォーム事業について

(1) デジタル素材のオンラインマーケットプレイス「PIXTA（ピクスタ）」について

デジタル素材とは

「PIXTA」は、インターネット上でデジタル素材の販売を行うマーケットプレイス型のサービスです。

デジタル素材とは、広告やコンテンツを制作するうえで、ビジュアル効果を高めるための素材として利用される写真・イラスト・動画等の素材を指します。「PIXTA」では、このデジタル素材を国内外のクリエイターからクラウドソーシング形式で収集し、素材を必要とする法人・個人向けに販売しております。

従前、新聞・書籍・チラシ・カタログ等の紙媒体を中心とする広告等に用いられる素材は、広告代理店、デザイン制作会社といった広告制作を専門とする企業によって使用されるのが一般的でした。しかし、インターネット環境の発展や技術革新によるデジタルコンテンツの制作コストの低下を主な背景として、動画広告を含むインターネット広告やデジタルサイネージ（注1）などのデジタル販売促進ツール、電子書籍やスマートフォン（以下、スマホ）アプリなど、デジタル素材の利用範囲の裾野も広がってきております。

このような背景のもと、「PIXTA」が取り扱うデジタル素材は広告制作会社やデザイン制作会社のみならず、出版・印刷会社、その他企業・団体など幅広い業種の法人からフリーランス等の個人まで多様な属性の購入者に利用されています。また、利用される素材の種類も写真・イラストから動画等へと多様化してきております。

また、このような素材は、これまでは専門業者によって制作されていましたが、デジタル一眼レフカメラをはじめとした撮影・編集機材の普及により、アマチュアでもクオリティの高い素材を制作することが可能となりました。「PIXTA」では、プロ・アマチュアを問わずオンラインで素材を投稿することができるため、会社員、主婦、学生、シニア等のアマチュアクリエイターからプロのフォトグラファー、イラストレーター、ビデオグラファーまで、国内外の幅広い層のクリエイターが、時間や距離、経歴や経験など既存の枠組みにとらわれることなく素材の提供を行っております。

「PIXTA」の特徴

「PIXTA」の素材は、すべてロイヤリティフリー・ライセンス（注2）で提供されております。購入者は、利用対価を支払うことにより、利用規約で定められた範囲において何度でも自由に利用できるデジタル素材をダウンロードすることが可能です。また「PIXTA」では、都度1点から素材を購入できる「単品販売」と、契約期間中であれば一定数に達するまで定額料金で素材をダウンロードできる「定額制販売」という2種類の販売制度を展開しており、必要なときに無駄なく素材を購入したいニーズと大量・頻繁に素材を使用したいニーズの双方に応えられる体制を構築しております。

購入者獲得に際しては、SEO・SEM（注3）などいわゆるオンラインマーケティングにより多くの見込み客を誘導する仕組みを構築しております。また、サイトを訪れた購入者が欲しい素材をすぐ探せるようにするための検索機能の改良や、会員登録から購入までの手順を簡素化するようなサイトの利便性を高める改善を常時行っております。

素材を提供するクリエイターへは、当該素材が実際に売れた場合に、販売価格と当社で定める「コミッション率」に応じた「獲得クレジット」を付与します。クリエイターは、保有する「獲得クレジット」が当社の定める最低支払基準額を超えた時点で、希望する金額を、希望するタイミングで換金申請することができます。

素材のクオリティを確保するため、素材の販売にあたっては独自の審査を行っております。また、一定のクオリティを有する素材を当社にのみ提供できるクリエイターに対しては「専属クリエイター」に登録できる制度を設け、報酬の支払いや審査において優遇を行っております。さらに、一定のニーズを有する人物素材を当社にのみ継続的に提供できるクリエイターを「人物専属クリエイター」と位置づけ、人物モデルを紹介するなどの撮影サポートを行っております。このような取り組みを通じて購入者のニーズに応える素材を提供できるクリエイターの活性化を図っております。

海外展開について

当社グループは海外への事業展開を進めており、特にビジネス環境の向上により広告業界の発展やデジタル素材の需要拡大が見込まれる、東南アジアと東アジアをそのメインターゲットとしております。その一環として、「PIXTA」のサイトの多言語化を進めており、既存の英語版、中国語版（繁体字・簡体字）、タイ語版のサイトに加え、2017年7月に韓国語版のサイトをリリースいたしました。

また、既存のシンガポールの現地法人PIXTA ASIA PTE.LTD.及び台湾支店（日商匹克斯塔圖書股份有限公司台湾分公司）に加え、2016年5月には開発拠点としてベトナム・ハノイにPIXTA VIETNAM CO., LTD.を、2016年12月にはタイ市場での素材販売・収集、マーケティング活動拠点としてタイ・バンコクにPIXTA (THAILAND) CO., LTD.を設立いたしました。さらに、2017年3月には、韓国でストックフォト販売事業を手がける Topic Images Inc.の株式を取得し連結子会社化しております。

今後、特に東南アジア及び東アジアでの各国の文化・市場・ニーズ等にあわせて、効率的かつ効果的な進出方法を検討し、推進していきたいと考えております。

（注1）デジタルサイネージとは

屋外や店頭などに設置された、広告や案内情報を掲載するための映像表示装置のこと。

（注2）ロイヤリティフリー・ライセンスとは

事前に取り決められた使用許諾範囲内であれば、追加の使用料（ロイヤリティ）の発生が免除されている著作物の使用権のこと。一度データを購入すれば、その後は利用規約の定める範囲で何度でも使用可能。

（注3）SEO・SEMとは

SEOとは、検索エンジンの検索結果のページの表示順の上位に自らのWebサイトが表示されるように工夫すること。SEMとは検索エンジンから自社Webサイトへの訪問者を増やすマーケティング手法のひとつ。

(2) スマホ写真のマーケットプレイス「Snapmart（スナップマート）」について

当社は、2016年8月に当社100%出資子会社であるスナップマート株式会社を設立し、株式会社オプトインキュベートよりスマホで撮影し投稿した写真を素材として売買できるマーケットプレイスであるSnapmart事業を譲り受けました。

「Snapmart」は、一般ユーザーが主にスマホで撮影し投稿した写真を、ソーシャルメディア広告などにおける広告素材等として使用することを可能とするサービスです。広告素材等を探している企業等にとっては、一般ユーザーならではのスマホで撮影した自然な写真を安全・簡単・安価に購入することができます。

スマホに付属するカメラ機能の高機能化やアプリの加工技術の向上により、誰もが手軽に高画質の写真撮影ができるようになったこと、また撮影したスマホ写真をインターネットに投稿・共有するスタイルが若年層を中心に定着してきたことなどの社会的背景のもと、スマホで撮影された自然な写真のニーズは今後ますます高まっていくものと予想されます。

当社が「PIXTA」で培ったノウハウ・経験等を活かして「Snapmart」を運営することにより、当該サービスをより効率的に展開し成長させることができ、また従来「PIXTA」には存在しなかった新たな層のクリエイター及びユーザーの獲得に寄与できるものと考えております。

(3) 出張撮影プラットフォーム「fotowa（フォトワ）」について

「fotowa」は、当社が2016年2月に開始した、撮影してほしい人とフォトグラファーをつなぐ出張撮影プラットフォームです。七五三、お宮参り、卒入学などのライフイベントにおいて、インターネット上で好みのフォトグラファーと時間・場所を指定して予約し、ナチュラルでおしゃれな家族の記念写真を撮影することができます。

ライフイベントの撮影需要増加やSNSの普及による写真共有の需要の高まりを受け、個人向けの撮影サービス市場は拡大傾向にあります。

当社が「PIXTA」で培ったクリエイターネットワークとプラットフォーム運営ノウハウを活かして「fotowa」を運営していくことにより、この市場の需要に応え、また、フォトグラファーに新たな活躍の場を提供していきたいと考えております。

当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) スナップマーケット株式会社	東京都渋谷区	20,000千円	Snapmart (スナップマーケット) 事業	100.0	資金の貸付 当社への業務委託
(連結子会社) Topic Images Inc. (注)	大韓民国ソウル市	650,000千ウォン	PIXTA (ピクスタ) 事業	80.0	資金の貸付 役員の兼任 当社からの業務委託 当社への業務委託

(注) 特定子会社に該当しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年12月31日現在

従業員数(人)
109 (22)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(契約社員を含み、当社グループからグループ外への出向者を除く。)であり、従業員数欄の()外書きは、臨時従業員(アルバイトを含む。)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
2. 当社グループの事業セグメントは、クリエイティブ・プラットフォーム事業の単一セグメントのためセグメント毎の記載はしていません。

(2) 提出会社の状況

2019年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
91 (21)	33.92	3.65	5,407

- (注) 1. 従業員数は就業人員(契約社員を含み、当社から社外への出向者を除く。)であり、従業員数欄の()外書きは、臨時従業員(アルバイトを含む。)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業セグメントは、クリエイティブ・プラットフォーム事業の単一セグメントのためセグメント毎の記載はしていません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「才能をつなぎ、世界をポジティブにする」ことを企業理念として掲げ、インターネットを最大限活用し、価値を生む人とそれを活かす人を最大多数結びつけ、多様性に富む活気ある社会の実現に貢献していくことを目指しております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、中長期的な事業拡大と企業価値の増大を図っていくために、重要な経営指標として、売上高、営業利益及びそれらの成長率を重視しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

今後も、PIXTA事業を軸としながら、さまざまな分野でクリエイティブ・プラットフォームを生み出し、将来的には数千億円規模（ 1 ）の取扱高をもつプラットフォーム経済圏の実現を目指します。

（ 1 クリエイティブプラットフォーム経済圏において行われる取引の総額）

(4) 経営環境

当社グループにおけるサービスの売上のうち、インターネット広告を含む各種広告にかかる素材利用が一定の割合を占めております。

特に、当社グループの主要な事業であるPIXTA事業において取り扱う写真・イラスト・動画等のデジタル素材は、主に、企業やメディア各社、広告制作会社そしてデザイナーによりさまざまな媒体での広告制作物において、ビジュアル効果を高めるために使用されております。

インターネット広告市場につきましては、2018年に、インターネット広告費で1兆7,589億円(前年比16.5%増)（ 2 ）で、5年連続で二桁成長となるなど、広告のインターネットメディアへのシフトが続いております。

（ 2 出典：(株式会社電通「2018年 日本の広告費」)

(5) 会社の対処すべき課題

当社グループは、さらなる事業拡大と収益基盤の安定化のために、以下の項目を対処すべき課題と認識し、対応を推進しております。

クリエイターの増加

クリエイティブ・プラットフォーム事業の性質上、質の高いデジタル素材を提供するクリエイターの増加・維持が事業の発展に不可欠であります。そのため、各種メディアを通じて、当社グループのクリエイターに着目した広報活動等を積極的に行う他、素材使用事例の公開、セミナーの開催、関連イベントへの参加等を通じたクリエイターへの情報発信等を行っております。

特に、当社グループにおいて需要の高い素材テーマ等を分析しクリエイターに提供する等、クリエイターの当社グループへの素材提供を促進するための努力を継続しております。

購入者の増加

サイトを訪れる新規購入者の増加とともに、新規購入者の継続的な購入者への転化は事業の発展に不可欠であります。

当社グループでは、主にSEOやSEMを強化することにより、新規購入者のサイトへの流入を促しております。さらに、そのような新規購入者の継続的な購入者への転化にあたっては、購入者の要請に対して網羅性の高い多様なデジタル素材を常に取り揃えておくことが不可欠であります。そのため、当連結会計年度においては、当社グループが企画し、著作権も当社グループが取得する自社保有素材の制作にも注力し、素材数が少ない又はこれまで取り組めていなかった新しい分野やテーマの素材を積極的に制作・開拓することで、提供素材の網羅性及び多様性の向上に貢献するための施策を行っております。

また、当社グループでは、積極的な広報活動を通じて、「PIXTA」、「fotowa」及び「Snapmart」の認知度及びブランド力を向上させる努力を継続しております。

デジタル素材マーケットの普及・拡大

当社グループが取り扱う写真・イラスト・動画等のデジタル素材は、主に、企業やメディア各社、広告制作会社そしてデザイナーによりさまざまな媒体での広告制作物において、ビジュアル効果を高めるために使用されております。その需要は、インターネット環境の発展及び技術開発によるデジタル素材の制作コストの低下を主な背景として、継続的に高まっております。

その一方で、企業における広告制作物以外での用途（企業パンフレットやホームページ等への掲載、プレゼンテーションや研修等の各種資料での利用等）、さらには個人や個人事業主のブログ・ホームページ等での利用等、さらに幅広い分野・シーンでの活用が考えられますが、現状、このような利用は限定的であると認識しております。当社グループでは、既存のアクティブユーザー層以外のユーザーの利用をより推進するような商品の開発・提供を積極的に行っていくことで、今後、当社グループのサービスを利用し得る顧客層又は利用機会を拡大するための施策を行ってまいります。

そのような施策を通じて、当社グループでは、安価で高品質、かつさまざまな層の購入者の要請に応える多彩なロイヤリティフリーのデジタル素材を世の中に少しでも多く供給することにより、デジタル素材マーケット全体の普及・拡大に努めてまいります。

新規サービス・新規事業の立ち上げ

当社グループでは現在、写真・イラスト・動画等デジタル形式のストック素材のライセンス販売を主軸に事業を展開しておりますが、素材のジャンル拡大や販売方法の多様化、及び当社グループの強みを活かした新規サービス・新規事業の開拓は、課題の一つであると認識しております。

2016年2月に多数の優良クリエイターを擁する当社の強みを活かして、クリエイターと、家族の行事等で撮影サービスを求めるユーザーとをマッチングする出張撮影プラットフォーム「fotowa」を開始しました。また、2016年8月に子会社であるスナップマート株式会社を設立し、株式会社オプトインキュベートより、スマホで撮影した写真を投稿・売買できるマーケットプレイスであるSnapmart事業を譲り受けました。さらに、当社は、音素材のマーケットプレイスを運営する株式会社クレオファーガと資本及び業務提携を締結し、2017年10月に「PIXTA」上で音楽素材の販売を開始しました。

今後も、総合的なクリエイティブ・プラットフォームとして、クリエイター及び購入者それぞれにとってメリットの高い新規サービス・新規事業を検討し展開していきたいと考えております。

海外への事業進出

当社グループは海外への事業展開を進めており、特にビジネス環境の向上により広告業界の発展やデジタル素材の需要拡大が見込まれる、東南アジアと東アジアをそのメインターゲットとしております。その一環として、「PIXTA」のサイトの多言語化を進めており、既存の英語版、中国語版（繁体字・簡体字）、タイ語版のサイトに加え、2017年7月に韓国語版のサイトをリリースいたしました。

また、既存のシンガポールの現地法人PIXTA ASIA PTE.LTD.及び台湾支店（日商匹克斯塔圖書股份有限公司台湾分公司）に加え、2016年5月には開発拠点としてベトナム・ハノイにPIXTA VIETNAM CO., LTD.を、2016年12月にはタイ市場での素材販売・収集、マーケティング活動拠点としてタイ・バンコクにPIXTA (THAILAND) CO., LTD.を設立いたしました。さらに、2017年3月には、韓国でストックフォト販売事業を手がける Topic Images Inc.の株式を取得し連結子会社化しております。

今後も、特に東南アジア及び東アジアでの各国の文化・市場・ニーズ等にあわせて、効率的かつ効果的な進出方法を検討し、推進していきたいと考えております。

サービスの継続的改善

当社グループでは、サービスの継続的な改善は不可欠な課題であると認識し、検索機能の向上、デジタル素材の拡充及びサイトの安全性の強化といった施策に引き続き重点的に取り組んでまいります。

内部管理体制の強化

当社グループは、現状、小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。今後、企業価値の継続的な増大を図るにあたっては、優秀な人材の採用・育成により業務執行体制の充実を図り、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような仕組みを強化・維持していくことが不可欠であると認識しております。そのため、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底してまいります。

2【事業等のリスク】

以下において、当社及び当社グループの事業展開その他に関してリスク要因となり得る主な事項及び投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅したものではありません。

(1) 事業環境に関わるリスクについて

広告市場の動向による影響について

当社グループにおけるサービスの売上のうち、インターネット広告を含む各種広告にかかる素材利用が一定の割合を占めております。広告市場の変化や景気低迷による広告制作予算の削減等外部環境の変動により、当初想定していた収益を確保することができない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

競争について

当社グループが運営するクリエイティブ・プラットフォーム事業は、同様のビジネスモデルによる競合企業が国内・海外に複数存在しております。そのため、優秀なクリエイターの確保ができない場合や当社グループ専属クリエイターが流出した場合、または優良素材の確保ができない場合には、取り扱う素材の量・質が低下する可能性があります。また新規参入や既存他社サイトの拡大（特に海外大手競合企業の日本進出）等の影響により購入者の獲得競争が激化した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関わるリスクについて

インターネット関連ビジネスについて

当社グループのサービスは、主にインターネットを媒介としておりますが、インターネットやスマートデバイスの更なる普及・利用拡大、関連市場の拡大等を背景として、当社グループが取り扱うデジタル素材の需要及び当社グループサービスの購入者数等は継続的に増加しております。

しかしながら、インターネット通信環境の悪化、スマートデバイスの普及の著しい鈍化、不正使用等の弊害の発生等、予期せぬ要因により今後の当社グループサービスの拡大を阻害するような状況が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

購入者のリピート率低下について

当社グループの事業は、購入者数の増加とともに、その購入者が安定してサービスを継続的に利用するリピート率を維持することが重要となっております。そのため、魅力的な素材を提供できない、ニーズをとらえられない等の理由により購入者の継続的な利用を確保できず、リピート率が大幅に低下した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

海外進出について

当社グループは海外への事業展開を進めており、特にビジネス環境の向上により広告業界の発展やデジタル素材の需要拡大が見込まれる、東南アジアと東アジアをそのメインターゲットとしております。その一環として、「PIXTA」のサイトの多言語化を進めており、既存の英語版、中国語版（繁体字・簡体字）、タイ語版のサイトに加え、2017年7月に韓国語版のサイトをリリースいたしました。

また、既存のシンガポールの現地法人PIXTA ASIA PTE.LTD.及び台湾支店（日商匹克斯塔圖書股份有限公司台湾分公司）に加え、2016年5月には開発拠点としてベトナム・ハノイにPIXTA VIETNAM CO., LTD.を、2016年12月にはタイ市場での素材販売・収集、マーケティング活動拠点としてタイ・バンコクにPIXTA (THAILAND) CO., LTD.を設立いたしました。さらに、2017年3月には、韓国でストックフォト販売事業を手がける Topic Images Inc.の株式を取得し連結子会社化しております。

各国の市場への対応は、法令上、会計上、運営上のリスクにつながる可能性があり、そのようなリスクに対処できないこと等により、海外事業を推進していくことが困難となった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

クリエイターへの支払について

当社グループでは、クリエイターへの販売報酬支払にあたり、クリエイター自身による自主換金制度を採用しております。当該自主換金制度とは、最低支払基準額を超えた時点で、クリエイターが、自身の販売報酬の範囲内で希望する金額を、希望するタイミングに換金申請ができる制度であります。

このため、何らかの事態をきっかけにして、クリエイターによる自主換金が集中しキャッシュ・フローの調整が困難になった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業運営体制について

当社グループは、現時点においては小規模組織ではありますが、今後さらなる事業拡大に対応するためには、継続して優秀な人材の確保及び育成が必要であると考えております。特に、新規事業を立ち上げ、拡大成長させるための事業開発力、マネジメント能力を有する人材や、システム技術分野のスキルを有する人材の確保に努めるとともに、教育体制の整備を進め人材の定着と能力の底上げに努めております。

しかしながら、当社グループの求める人材が必要な時期に十分確保・育成できなかった場合や想定外の人材の流出が進んだ場合には、経常的な業務運営及び新規事業の拡大等に支障が生じ、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) システム等に関するリスクについて

システム障害について

当社グループは、運営サイトにおけるシステムトラブルの発生可能性を低減するために、安定的運用のためのシステム強化、セキュリティ強化を推進し、トラブルが発生した場合においても、短時間で復旧できるよう努めております。

しかしながら、大規模なプログラム不良や大規模な自然災害の発生、想定を大幅に上回るアクセスの集中等により開発業務やシステム設備等に重大な被害が発生した場合、バックアップデータが損なわれるような事象が発生した場合、またはその他何らかの理由によりシステム障害等が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新について

当社グループが事業展開しているインターネット関連市場では、活発な技術革新が行われており、そのスピードが極めて速いことから、技術革新に応じたシステムの拡充及び事業戦略の修正等も迅速に行う必要があると考えております。そのため、当社グループでは業界の動向を注視しつつ、迅速に既存サービスに新たな技術を展開できる開発体制の構築に努めております。

しかしながら、予期しない技術革新等が生じた場合、多額のシステム開発費用の発生や、当該技術革新等に適時な対応ができないことにより、当社グループが提供するサービスの競争力が低下し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法的規制について

一般的なインターネットにおける法的規制について

当社グループが展開する事業分野においては、「特定商取引に関する法律」「資金決済に関する法律」等をはじめとする法規制が存在しております。また、インターネット上のプライバシー保護の観点からの議論等、インターネット利用の普及に伴う法的規制の在り方については引き続き検討が行われている状況にあります。

このため、今後インターネット関連分野において新たな法律の制定や既存法令の改正による規制強化等がなされた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報取扱事業者であること

当社グループは、購入者及びクリエイターに関する個人情報の取扱事業者であり、これらの個人情報を電磁的方法により記録し、管理しております。このため、当社グループでは社内規程やルールの整備、社内管理体制の強化、社員教育の徹底、情報システムのセキュリティ強化等により、個人情報を保護するための管理機能の向上を図り、「個人情報の保護に関する法律」の遵守、個人情報の漏洩防止に努めております。

しかしながら、これらの個人情報が漏洩した場合、社会的信用の失墜、対応にかかる多額の経費発生等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権、肖像権等について

当社においては、デジタル素材に係る著作権等の知的財産権を適切に管理し、その利用許諾をすることが事業の根幹であると認識しております。そこで、当社はクリエイターに対し、デジタル素材のアップロード時に権利に関する確認を行う、また特定の個人を識別することが可能な人物素材に関しては、被写体の署名を得た肖像権使用同意書の提出を必須とするなどの対応を行っております。さらに、その状況を当社の審査において確認するなど、権利が侵害されることのないようにサービスを設計しております。

また、新規事業・新規サービスの開発にあたっては、弁護士等専門家と協議検討の上、権利侵害が発生しないよう、細心の注意を払ってサービスの設計にあたっております。

しかしながら、そうした対応にも関わらず、権利侵害が発生し、訴訟等の紛争に至った場合、社会的信用の失墜、対応にかかる多額の経費発生等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

デジタル素材の不正使用等について

当社グループにおいて、利用規約及び関連するサイト内の表示により、デジタル素材の利用可能範囲を明確に購入者に提示しております。禁止行為は、素材の無断使用、風俗や出会い系サイトでの使用、虚偽内容の記載による使用等の項目にわたります。万一不正使用が発生した場合、速やかな通報が可能なように不正使用報告専用フォームをサイト内に設置し、各案件について、迅速に適切な対応にあたるよう努めております。

しかしながら、不正使用による訴訟等の紛争に至った場合、社会的信用の失墜、対応にかかる多額の経費発生等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) その他のリスクについて

特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である古俣大介は、当社の創業者であり、設立以来代表取締役社長として経営方針や事業戦略の立案・決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。当社では、組織を事業本部・事業部体制とし、各事業本部長には古俣以外の役員を任命するなど、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難となった場合、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

当社は設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元は重要な経営課題であると認識しており、将来における安定的かつ継続的な利益還元を行う前提として、事業基盤の整備状況、今後の事業展開、業績や財政状態などを総合的に勘案した上で配当を検討していきたいと考えております。

今後も当面の間は、事業拡大のための施策への投資を行い、中長期的に安定的な成長モデルを構築するために財務基盤を強固にすることが重要と考え、内部留保の充実を基本方針とさせていただきたいと考えております。

なお、現時点において配当の可能性及びその実施時期等については未定であります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、役職員の業績向上に対する意欲や意識を高めるため、ストック・オプション制度を採用しております。当連結会計年度末日現在、ストック・オプションによる潜在株式総数は137,800株であり、発行済株式総数の6.11%に相当しております。これらのストック・オプションが行使された場合、新株式が発行され、株式価値が希薄化する可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向等、先行きについては、不透明な状況にあります。当社グループを取り巻く環境としましては、スマートデバイス、スマートフォン（以下、スマホ）アプリやインターネット広告（動画広告を含む）の普及に伴い、これまで以上にインターネットでのデジタル素材の活用機会が増えております。また、近年、スマホに付属するカメラ機能の高機能化やアプリの加工技術の向上により誰もが手軽に高品質の写真撮影ができるようになり、さらに撮影したスマホ写真をソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）に投稿・共有するスタイルが若年層を中心に定着してきました。また、ライフイベントごとの撮影機会の増加やSNSでの写真共有の増加に伴い、個人の撮影サービス市場は拡大するとともに、顧客ニーズは多様化しております。

このような状況の下で、当社グループは当連結会計年度を「利益拡大への基盤づくりの年」と位置づけ、既存の国内事業を継続的に伸ばしつつ、海外事業と新規事業への投資を継続し、来期以降の成長加速に向けて取り組んでおります。

これに基づき、当連結会計年度において、国内事業につきましては、デジタル素材マーケットプレイス「PIXTA（ピクスタ）」の定額制売上が牽引し、PIXTA事業全体で前期比9.9%増の成長率を維持いたしました。また素材点数は4,700万点・投稿クリエイター数は30万人を突破し、より幅広い顧客ニーズに対応できるプラットフォームとして成長いたしました。

海外事業につきましては、投資戦略に基づき地域ごとにメリハリのあるリソース配分を実施し、今後東アジアを中心に成長していくための体制を整えました。またアジア諸国において、アジア全般での販売を目的に制作したパンアジアンコンテンツは、中国ストックフォトサイトへの素材提供を行い、中国市場に展開いたしました。

新規事業のうち、出張撮影プラットフォーム「fotowa（フォトワ）」につきましては、通期撮影件数が13,151件となり、前期比1.6倍と着実に成長いたしました。またニューボーンフォトの通期撮影件数は、撮影件数割合が30%を超え、七五三と並ぶ人気ジャンルに成長いたしました。登録フォトグラファー数は、1,000人を突破し、より多くの撮影に対応できるプラットフォームとして成長いたしました。

また、スマホ写真のマーケットプレイス「Snapmart（スナップスマート）」につきましては、PIXTAとは異なるユーザー基盤のサービスを育てることを目標に、顧客ニーズの高い「SNS映え」する写真を気軽に入手できるように、コンテンツの充実やサイト改善等の施策に加え、SNSプロモーションに必要な写真もクチコミも同時に提供する「Snapmart アンバサダープラン」も順調に推移しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,759,466千円（前年同期比9.8%増）うち、定額制売上は982,175千円（前年同期比26.4%増）、営業利益は160,771千円（前年同期比45.5%増）、経常利益は154,513千円（前年同期比44.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は90,349千円（前年同期比332.2%増）となりました。なお、当社グループはクリエイティブ・プラットフォーム事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしていません。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は1,050,483千円となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動により獲得した資金は226,081千円(前連結会計年度は287,574千円の獲得)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が154,451千円となったこと、売上高の増加に連動してクリエイターへの支払コミッションが増加したことに伴い仕入債務が17,648千円増加したこと、定額制販売の増加に伴い前受金が63,922千円増加した一方、売上高の増加に伴い売上債権が40,199千円増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動により使用した資金は128,299千円(前連結会計年度は86,756千円の使用)となりました。これは主に、自社コンテンツの制作等に伴う無形固定資産の取得による支出が118,523千円となったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動により使用した資金は57,992千円(前連結会計年度は58,719千円の使用)となりました。これは、主に長期借入金の返済による支出が60,008千円となったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループ(当社及び連結子会社、以下同じ。)の事業は、提供するサービスの性質上、生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

b. 受注実績

当社グループは受注生産を行っていませんので、受注実績に関する記載はしていません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。なお、当社グループの事業セグメントは、クリエイティブ・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の販売実績の記載を省略しております。

	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
連結売上高	2,759,466	9.8

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成しております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

1) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べ120,378千円増加し、2,022,343千円となりました。これは主に、現金及び預金が61,983千円、売掛金が39,334千円増加したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債は、前連結会計年度末に比べ12,201千円増加し、1,237,844千円となりました。これは主に、買掛金が15,712千円、未払金が24,061千円、前受金が63,603千円増加した一方で、未払法人税等が25,025千円、長期借入金が60,008千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末に比べ108,176千円増加し784,498千円となりました。これは主に、資本金が9,216千円、資本剰余金が9,216千円、利益剰余金が90,349千円増加したことによるものであります。

2) 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、2,759,466千円(前年同期比9.8%増)となり、そのうち定額制の売上は982,175千円(前年同期比26.4%増)となりました。主な要因は、国内事業の定額制の売上が堅調に推移したことによるものであります。

(売上原価)

当連結会計年度の売上原価は1,052,329千円(前年同期比5.5%増)となりました。主な要因は、売上高の増加に伴い素材仕入が増加したこと及びサービス拡大に伴いサーバーコストが増加したこと等によるものであります。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、1,546,364千円(前年同期比10.0%増)となりました。主な要因は、従業員増員に伴う人件費の増加、Web上でのプロモーション活動による広告宣伝費の増加等によるものであります。

(営業外損益)

当連結会計年度の営業外収益は8,236千円(前年同期比89.2%増)となりました。主な内訳は、受取補償金5,417千円、受取配当金1,754千円、広告料収入402千円であります。

当連結会計年度の営業外費用は14,495千円(前年同期比83.0%増)となりました。主な内訳は、貸倒引当金繰入額8,060千円、為替差損5,508千円、支払利息923千円であります。

以上の結果、当連結会計年度の営業利益は160,771千円(前年同期比45.5%増)、経常利益は154,513千円(前年同期比44.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は90,349千円(前年同期比332.2%増)となりました。

3) キャッシュ・フローの状況

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、システム、事業運営体制等、様々なリスク要因が当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社グループは常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保し、市場ニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応してまいります。

経営戦略の現状と見通し

当社グループを取り巻く事業環境においては、今後もインターネットメディア及び動画広告をはじめとするインターネット広告市場の拡大に伴い、デジタル素材へのニーズがさらに増加していくものと想定されます。

このような事業環境のもと、当社グループでは引き続き「PIXTA」サイトの改善による顧客獲得及びコンバージョン強化に注力するとともに、顧客の多様なニーズを満たすための定額制プランの拡充、販促活動や、音素材などの新たな素材カテゴリの拡充に積極的に取り組んでまいります。

加えて、出張撮影プラットフォーム「fotowa」やスマホ写真のマーケットプレイス「Snapmart」などの新規事業のさらなる成長のための施策や、台湾・タイ及び韓国を始めとしたアジア地域における海外事業展開のための施策を実施し、これらに対して必要な投資を行ってまいります。

経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案し、当社グループの企業価値を最大限に高めるべく努めてまいります。経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりですが、特に既存事業において新規購入者及び継続的な購入者の増加施策やサービスの継続的改善を通じて収益基盤の安定化を図ると共に、さらなる成長のため海外への事業進出や新規事業を積極的に推進してまいりたいと考えております。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループの主な資金需要は、クリエイティブ・プラットフォーム事業における人件費、広告宣伝費があります。

これらの資金需要に対応するための財源は、営業活動によるキャッシュ・フローで得られる自己資金により調達することを基本としておりますが、必要に応じて金融機関からの借入等により調達していく考えであります。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は1,050,483千円となり、当社グループの事業を推進していく上で十分な流動性を確保しております。

経営方針・経営戦略・経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について

当社の経営方針・経営戦略・経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、中長期的な事業拡大と企業価値の増大を図っていくために、重要な経営指標として売上高、営業利益及びそれらの成長率を重視しており、当事業年度における売上高は2,759,466千円（前年同期比9.8%増）、営業利益は160,771千円（前年同期比45.5%増）となりました。

引き続き、これらの改善に向け取り組んでまいります。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループはクリエイティブ・プラットフォーム事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は22,547千円であり、その主なものは、自社利用ソフトウェアの制作17,591千円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却はありません。

また、当社グループは、クリエイティブ・プラットフォーム事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしていません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2019年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	事務所等	22,606	4,610	31,139	58,356	91(21)

(2) 国内子会社

2019年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
スナップマーケット株式会社	本社 (東京都渋谷区)	事務所等	-	-	-	-	5(1)

(3) 在外子会社

2019年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
Topic Images Inc.	本社 (大韓民国ソウル市)	事務所等	1,015	199	-	1,214	13(0)

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 上記の他、各事業所の事務所等を賃借しております。年間賃借料は83,156千円計上しております。
 3. 従業員数は就業人員(契約社員を含み、当社から社外への出向者を除く。)であり、従業員数欄の()外書きは、臨時従業員(アルバイトを含む。)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 4. 現在休止中の主要な設備はありません。
 5. 当社グループはクリエイティブ・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2019年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (2020年3月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,252,940	2,252,940	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
計	2,252,940	2,252,940	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2020年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第4回新株予約権（2011年8月23日臨時株主総会及び2011年9月27日取締役会決議）

決議年月日	2011年9月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1 従業員 11
新株予約権の数（個）	45
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 9,000 （注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	300 （注）2、4
新株予約権の行使期間	自 2013年10月5日 至 2021年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 300 資本組入額 150 （注）4
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2019年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年2月29日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2．割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

4．当社は、2013年10月7日付で株式1株につき10株の株式分割を行い、2015年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権（2011年8月23日臨時株主総会及び2012年2月22日取締役会決議）

決議年月日	2012年2月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 3
新株予約権の数（個）	8
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 1,600 （注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	300 （注）2、4
新株予約権の行使期間	自 2014年3月3日 至 2021年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 300 資本組入額 150 （注）4
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2019年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年2月29日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2．割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

4．当社は、2013年10月7日付で株式1株につき10株の株式分割を行い、2015年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権（2012年3月28日定時株主総会及び2012年11月28日取締役会決議）

決議年月日	2012年11月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1 従業員 13
新株予約権の数（個）	13
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 2,600 （注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	300 （注）2、4
新株予約権の行使期間	自 2014年12月16日 至 2022年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 300 資本組入額 150 （注）4
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2019年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年2月29日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2．割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

4．当社は、2013年10月7日付で株式1株につき10株の株式分割を行い、2015年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権（2013年10月4日臨時株主総会及び2014年3月13日取締役会決議）

決議年月日	2014年3月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 2 従業員 13
新株予約権の数（個）	405
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 8,100（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	720（注）2、4
新株予約権の行使期間	自 2016年3月15日 至 2023年10月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 720 資本組入額 360 （注）4
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2019年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年2月29日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2．割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

4．当社は、2015年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権（2013年10月4日臨時株主総会及び2014年7月16日取締役会決議）

決議年月日	2014年7月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 1
新株予約権の数（個）	200
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 4,000 （注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	720 （注）2、4
新株予約権の行使期間	自 2016年7月18日 至 2023年10月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 720 資本組入額 360 （注）4
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2019年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年2月29日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2．割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

4．当社は、2015年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9回新株予約権（2015年1月23日臨時株主総会及び2015年3月17日取締役会決議）

決議年月日	2015年3月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 2 従業員 26
新株予約権の数（個）	1,040
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 20,800（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	720（注）2、4
新株予約権の行使期間	自 2017年3月19日 至 2025年1月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 720 資本組入額 360 （注）4
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2019年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年2月29日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2．割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

4．当社は、2015年6月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第13回新株予約権（2017年5月12日及び2017年5月24日取締役会決議）

決議年月日	2017年5月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 4 従業員 13
新株予約権の数（個）	450
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 45,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,290（注）2
新株予約権の行使期間	自 2018年4月1日 至 2023年5月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,292 資本組入額 646 （注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2019年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年2月29日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

2．本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2017年12月期から2019年12月期までのいずれかの期の売上高（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高をいい、以下同様とする。）が下記（a）乃至（c）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を、当該売上高の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日まで行使することができる。

（a）売上高が3,500百万円を超過した場合 行使可能割合：30%

（b）売上高が4,000百万円を超過した場合 行使可能割合：40%（上記（a）と合わせて70%）

（c）売上高が4,500百万円を超過した場合 行使可能割合：30%（上記（a）及び（b）と合わせて100%）

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を発行要項に定めた条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、発行要項に定めた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

第14回新株予約権(2018年2月14日及び2018年2月26日取締役会決議)

決議年月日	2018年2月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4 従業員 16 子会社取締役 1
新株予約権の数(個)	467
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 46,700 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,530 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2019年4月1日 至 2025年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,540 資本組入額 770 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年2月29日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}} \times \text{新規発行株式数又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2018年12月期から2020年12月期までのいずれかの期の売上高(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における売上高をいい、以下同様とする。)が下記(a)乃至(c)に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を、当該売上高の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日まで行使することができる。

(a) 売上高が3,700百万円を超過した場合 行使可能割合: 30%

(b) 売上高が4,200百万円を超過した場合 行使可能割合：40%（上記（a）と合わせて70%）

(c) 売上高が4,700百万円を超過した場合 行使可能割合：30%（上記（a）及び（b）と合わせて100%）

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を発行要項に定めた条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、発行要項に定めた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2015年4月30日～ 2015年5月13日 (注)1	普通株式 1,480	普通株式 91,492 A種優先株式 8,830	3,640	149,918	3,640	139,918
2015年5月15日 (注)2	普通株式 8,830 A種優先株式 8,830	普通株式 100,322	-	149,918	-	139,918
2015年6月12日 (注)3	普通株式 1,906,118	普通株式 2,006,440	-	149,918	-	139,918
2015年9月13日 (注)4	普通株式 180,000	普通株式 2,186,440	154,836	304,754	154,836	294,754
2015年9月14日～ 2015年12月31日 (注)1	普通株式 43,600	普通株式 2,230,040	4,565	309,319	4,565	299,319
2016年1月1日～ 2016年12月31日 (注)1	普通株式 700	普通株式 2,230,740	168	309,487	168	299,487
2017年1月1日～ 2017年12月31日 (注)1	普通株式 700	普通株式 2,231,440	252	309,739	252	299,739
2018年1月1日～ 2018年12月31日 (注)1	普通株式 4,200	普通株式 2,235,640	522	310,261	522	300,261
2019年4月26日 (注)5	普通株式 9,000	普通株式 2,244,640	8,208	318,469	8,208	308,469
2019年1月1日～ 2019年12月31日 (注)1	普通株式 8,300	普通株式 2,252,940	1,008	319,477	1,008	309,477

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. A種優先株式を当社定款に基づき自己株式として取得し、対価として普通株式を交付したうえで、同日付で自己株式であるA種優先株式をすべて消却いたしました。

3. 株式分割(1:20)によるものであります。

4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,870円
 引受価額 1,720.40円
 資本組入額 860.20円
 払込金総額 309,672千円

5. 2019年4月26日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2019年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	16	11	9	2	833	874	-
所有株式数(単元)	-	1,670	1,120	1,658	4,520	6	13,538	22,512	1,740
所有株式数の割合(%)	-	7.42	4.98	7.36	20.08	0.03	60.14	100	-

(注) 自己株式115株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」15株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
古俣大介	東京都目黒区	388,700	17.25
UBS AG SINGAPORE (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	AESCHENVORSTADT1, CH-4002 BASEL SWITZERLAND (東京都新宿区新宿六丁目27号30号)	219,200	9.73
株式会社ガイアックス	東京都千代田区平河町二丁目5番3号	160,000	7.10
遠藤健治	長野県北佐久郡	144,800	6.43
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	114,903	5.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	108,200	4.80
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町一丁目9番7号)	96,500	4.28
内田浩太郎	神奈川県鎌倉市	69,300	3.08
吉田真士	福井県坂井市	67,800	3.01
曾我健	東京都武蔵野市	67,500	3.00
計	-	1,436,903	63.78

(注) 1. 2020年1月8日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社が2019年12月25日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
住所	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
保有株式数等の数	株式 208,600株
株券等保有割合	9.26%

2. 2019年8月7日付で、公衆の縦覧に供されている変更報告書において、R FINANCIAL INVESTMENT PTE. LTD. が、2019年8月1日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	R FINANCIAL INVESTMENT PTE. LTD.
住所	391B Orchard Road #22-08 Ngee Ann City, Singapore 238874
保有株式数等の数	株式 219,200株
株券等保有割合	9.76%

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,251,100	22,511	-
単元未満株式	普通株式 1,740	-	-
発行済株式総数	2,252,940	-	-
総株主の議決権	-	22,511	-

(注)単元未満株式の欄の普通株式には、当社所有の自己株式15株が含まれております。

【自己株式等】

2019年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ピクスタ株式会社	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

(注)当該株式は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(自己株式等)」の欄に含まれております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	21	35,784

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割にかかる移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	115	-	136	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元は重要な経営課題であると認識しており、将来における安定的かつ継続的な利益還元を行う前提として、事業基盤の整備状況、今後の事業展開、業績や財政状態などを総合的に勘案した上で配当を検討していきたいと考えております。

内部留保資金につきましては、中長期的に安定的な成長モデルを構築するための投資財源として、また既存サービスの拡充及び社内体制やシステム環境の強化を行うための資金として、有効に利用していく予定であります。

また、当社が配当を行う場合には、株主総会の決議によって、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。その他、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、今後の配当実施の可能性、実施時期については未定であります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社サービスにおける購入者、クリエイター、また株主や投資家の皆様等を含めたすべてのステークホルダーの利益を重視し、企業価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの確立は重要な経営課題であると認識しております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の基本説明

当社は、取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性を一層向上させるとともに、意思決定の更なる迅速化を実現するため、2019年3月26日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名のうち4名が業務執行取締役、3名が監査等委員である社外取締役3名で構成されております。取締役会は、毎月1回の定時取締役会を開催し、法令・定款に定められた事項のほか、「取締役会規程」に基づく重要事項を決定するとともに、業務執行の各取締役の業務執行の状況を相互監督しております。また、必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営並びに業務執行に関して迅速に意思決定が行える体制としております。また、監査等委員である取締役が、取締役の業務執行の状況を独立した客観的な立場から管理・監督できる体制となっております。

(b) 監査等委員会

当社の監査等委員会は監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)で構成されており、3名全員が独立役員であります。監査等委員会は、毎月1回の定例監査等委員会及び必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、法令・定款及び「監査等委員会規程」に基づく重要事項について決定するとともに、監査計画の策定、監査実施状況等、監査等委員である取締役相互の情報共有を図ることとしております。また、監査等委員会は会計監査人及び内部監査担当者と緊密な連携を保ちながら、適正な監査の実施に努めております。

(c) 経営会議

経営会議は、代表取締役社長、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員その他代表取締役社長が指名する者で構成され、取締役会への付議事項についての事前討議、取締役会の決議事項以外の重要な事項についての審議・決議を行い、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。

取締役会、監査等委員会の構成員の氏名等は、以下のとおりであります。

(取締役会構成員の氏名等)

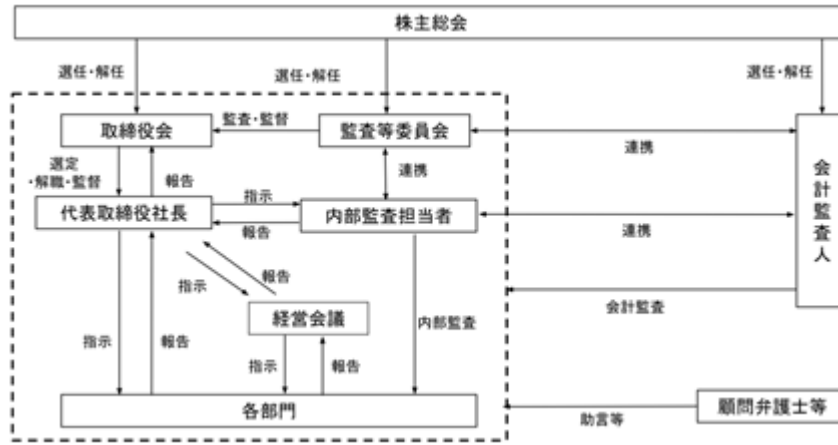
議長：代表取締役社長	古保 大介
構成員：取締役	内田 浩太郎
取締役	遠藤 健治
取締役	恩田 茂穂
監査等委員(社外取締役)	内田 久美子
監査等委員(社外取締役)	松本 浩介
監査等委員(社外取締役)	丸山 聡

(監査等委員会構成員の氏名等)

議長：監査等委員(社外取締役)	内田 久美子
構成員：監査等委員(社外取締役)	松本 浩介
監査等委員(社外取締役)	丸山 聡

ロ．会社の機関・内部統制の関係

当社の会社の機関・内部統制の関係をわかりやすく図示すると、以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

当社では、取締役会において以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ） 当社は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は定められた職務権限及び業務分掌に基づいて業務を執行する。
 - ） 内部監査規程に基づき、代表取締役社長直轄の内部監査担当者を置き、各部門の業務執行の状況等について監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告するとともに、監査等委員会に対しても内部監査の状況等を報告する。
 - ） 各本部長及び部長は、本部又は部固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
 - ） 法令違反その他法令上疑義のある行為等については、外部弁護士等を相談先とする内部通報制度を構築し、「社内通報規程」に従って適切に対応する。
- (b) 取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
 - ） 取締役の職務の執行にかかる記録文書、その他重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」等に基づき、適切に保管・管理する。
 - ） 必要に応じ、取締役はこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ） 取締役会は「リスク管理規程」を定め、当社及び当社子会社において発生する可能性のあるリスクを予め識別し、識別したリスクに対処するための体制を整備し、定期的に見直すものとする。
 - ） リスク情報等については、経営会議、取締役会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。個別のリスクに関しては、それぞれの担当部署にて必要に応じて研修の実施、マニュアルの整備等を行うものとし、組織横断的なリスクの監視及び全社的な対応はコーポレート本部が行うものとする。
 - ） 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策チームを設置し、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
 - ） 内部監査担当は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告し、取締役会において適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行う。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ） 取締役会は月に1回、又は必要に応じて随時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案し、実行する。
 - ） 経営会議は代表取締役社長、取締役、執行役員その他代表取締役社長が指名する者で構成し、取締役会で決定された経営方針に基づいて代表取締役社長が業務を執行するにあたり、業務に関する重要事項を協議する。
 - ） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は代表取締役社長の指示のもと、取締役会決議等に基づき自己の職務を執行する。また、適宜会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じて取締役会に対し、経営政策、経営戦略等を進言するものとする。
 - ） 各部門においては「職務権限規程」、「業務分掌規程」に基づき権限の移譲を受け、責任の明確化を図ることで迅速性及び効率性を確保する。
- (e) 当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
 - ） 当社グループにおける業務の適正を確保するために、子会社及び関連会社の管理を担当する部門は、「関係会社管理規程」に基づいて子会社等の状況に応じて必要な指導・支援を実施する。
 - ） 内部監査担当者は、当社の子会社等の管理状況及び子会社等の業務活動について内部監査を実施する。
- (f) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査等委員会を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

） 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助する使用人を定める。監査等委員会は当該使用人に職務の執行に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人は、その指示に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

） 監査等委員会を補助する使用人の人事異動は、監査等委員会の承認を事前に得るものとする。

(g) 取締役及び使用人並びに子会社等の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

） 監査等委員である取締役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて文書を閲覧し、当社グループの取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。

） 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

） 監査等委員会に報告を行った当社グループの取締役及び使用人は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。

(h) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

） 監査等委員会は、内部監査担当及び会計監査人と連携を図り、定期的に情報交換を行うものとする。

） 監査等委員会は、法律上の判断を必要とする場合には、随時弁護士等より専門的な立場からの助言を受けるものとする。

） 監査等委員である取締役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合は、すみやかに当該費用の支払いを行う。

(i) 財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針及び財務報告の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用を行う。

(j) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

） 当社は、「コンプライアンス管理規程」に基づき、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言する。

） 当社は、上記宣言のもと、反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対策規程」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止する。

） 当社は、反社会的勢力への対応統括部署を法務部と定め、反社会的勢力による不当要求、組織的暴力及び犯罪行為に対しては、マニュアルを整備し、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備している。

） 定期的に反社会的勢力との関係の有無を調査し、取引先がこれらと関わる事が判明又はその疑いが生じた場合、すみやかに取引関係を解消する。

） 当社では、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察及び弁護士等との外部の専門機関と連携体制を構築する。

） 対応統括部署に反社会的勢力にかかわる情報の収集・管理を一元化し、役員及び使用人に対して定期的にコンプライアンス研修を実施する。

ロ．リスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、経営会議が主管機能となり、各部門との情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めております。経営会議においてリスク管理に関し協議を行い、必要に応じて弁護士をはじめ公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えております。特に法務上の問題については、顧問弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて指導及び助言等を受け、適切な対応を行える体制となっております。

また、「リスク管理規程」を整備し、役員及び従業員が何らかのリスク情報に接した場合、リスク管理担当者に連絡するとともに、リスク管理担当者は代表取締役社長、取締役及びその他必要と認められる役員・従業員で構成されるリスク管理委員会を開催し、代表取締役社長に有効に情報が伝達されるシステムを構築しております。

さらに、当社の内部監査担当者は、代表取締役社長の直轄機関として、重要性の高いリスクに対して重点的

に内部監査を実施しており、リスク管理体制全般の適切性、有効性を検証できるような体制を整えておりません。

当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス管理規程」を制定し、その周知徹底と遵守を図っております。法務部長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、研修等必要な諸活動を推進、管理しております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する相談・報告体制として、「社内通報規程」に基づいて戦略人事部及び外部弁護士を通報窓口とする社内通報制度を整備しており、組織的又は個人的な法令違反又は不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

当社は、業務上取り扱う顧客等の情報及び当社の企業情報を漏洩リスクから守るため、「個人情報取扱規程」「文書管理規程」「機密文書管理規程」等社内規程を整備し、コンプライアンス委員会を中心にその遵守を確保する体制を整えております。コンプライアンス委員会は、当該社内規程運用のための準則及びシステムを整備し、社内規程等の運用の推進・支援を行っております。

八．子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社では、当社の子会社の業務の適正を確保するため、子会社及び関連会社の管理を担当する部門が「関係会社管理規程」に基づいて子会社等の状況に応じて必要な管理を実施しております。

さらに、内部監査担当者は、当社の子会社等の管理状況及び子会社等の業務活動について内部監査を実施しております。

二．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ホ．取締役の定数

当社は、2019年3月26日開催の定時株主総会において、監査等委員会へ移行しております。当該移行により、当社の監査等委員である取締役以外の取締役は9名以内、当社の監査等委員である取締役は5名以内と定款を変更しております。

ヘ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

ト．株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権を3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

チ．株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(a) 中間配当制度に関する事項

当社は、株主への利益還元を機会を増やすことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(b) 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議に基づき自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	古俣 大介	1976年 9月26日生	2000年 3月 株式会社ガイアックス入社 2002年 1月 有限会社万来設立 取締役社長就任 2005年 8月 株式会社オンボード (現 当社) 設立 代表取締役社長就任 (現任) 2013年11月 PIXTA ASIA PTE.LTD. Director就任 (現任) 2016年 5月 PIXTA VIETNAM CO., LTD. 会長就任 (現任) 2016年12月 PIXTA (THAILAND) CO., LTD. Director就任 (現任) 2017年 3月 Topic Images Inc.理事就任 (現任)	(注) 3	388,700
取締役 海外事業 本部長	内田 浩太郎	1966年 5月14日生	1989年 4月 株式会社ワールド証券 (現 株式会社 SBI証券) 入社 2000年 3月 株式会社ダイレクトプラネット入社 取締役就任 2001年 8月 株式会社フォトスタイル入社 常務取締役就任 2004年 1月 株式会社インディード設立 代表取締役就任 2006年 6月 当社取締役就任 (現任) 2013年11月 PIXTA ASIA PTE.LTD. Managing Director就任 2015年 1月 当社コンテンツ本部長就任 2017年 3月 Topic Images Inc. 理事就任 (現任) 2019年 1月 当社海外事業本部 本部長就任 (現任) PIXTA ASIA PTE. LTD. Managing Director就任 (現任) PIXTA (THAILAND) CO., LTD. Managing Director就任 (現任)	(注) 3	69,300
取締役 プラット フォーム推進 本部長	遠藤 健治	1976年 5月18日生	1999年 5月 株式会社ガイアックス取締役就任 2010年10月 当社入社 2011年 3月 当社取締役就任 (現任) 2015年 1月 当社コマース&サービス本部 (現 プ ラットフォーム推進本部) 長就任 (現 任) 2015年 7月 PIXTA ASIA PTE.LTD. Managing Director就任 2016年12月 PIXTA (THAILAND) CO., LTD. Managing Director就任 2017年 3月 Topic Images Inc.理事就任 (現任) 2019年 1月 PIXTA (THAILAND) CO., LTD. Director就任 (現任)	(注) 3	144,800
取締役 コーポレート 本部長	恩田 茂穂	1972年 4月21日生	1998年 4月 国際証券株式会社 (現 三菱UFJモル ガン・スタンレー証券株式会社) 入社 2000年 5月 株式会社ガイアックス入社 2004年12月 中央青山監査法人入所 2007年 7月 新日本監査法人 (現 EY新日本有限責 任監査法人) 入所 2011年 8月 当社入社 管理部長就任 2015年 1月 当社コーポレート本部長就任 (現任) 2015年 3月 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	7,920

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役(監査等委員)	内田 久美子 (戸籍名:宮本久美子)	1970年3月1日	2000年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 鳥飼総合法律事務所入所 2011年4月 株式会社ミサワ 社外監査役(現社外取締役(監査等委員))就任(現任) 2016年1月 和田倉門法律事務所創設 パートナー弁護士就任(現任) 2016年5月 株式会社トレジャー・ファクトリー 社外取締役就任(現任) 2016年7月 株式会社ビューティガレージ 社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2016年12月 株式会社インタートレード 社外監査役就任(現任) 2018年11月 当社 仮監査役就任 2019年3月 当社 社外取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	-
取締役(監査等委員)	松本 浩介	1967年6月2日生	1987年1月 株式会社リョーマ入社 1998年6月 時刻表情報サービス株式会社 取締役就任 1999年6月 同社代表取締役就任 2004年7月 株式会社ザッパラス 取締役就任 2011年6月 株式会社enish 取締役就任 2016年3月 KLab株式会社 社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2016年3月 当社社外取締役就任 2016年5月 株式会社スタジオアタオ 社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2018年6月 株式会社サイバー・バズ 社外取締役就任(現任) 2019年3月 当社 社外取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	-
取締役(監査等委員)	丸山 聡	1977年6月27日生	2007年4月 株式会社ネットエイジグループ(現ユニテッド株式会社)入社 2018年12月 アクセルマーク株式会社 社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2019年3月 当社 社外取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	2,500
計					613,220

- (注)1. 2019年3月26日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 内田久美子、松本浩介、丸山聡は、社外取締役であります。
3. 取締役の任期は、2019年12月期に係る定時株主総会終結の時から、2020年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役(監査等委員)の任期は、2018年12月期に係る定時株主総会終結の時から、2020年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。委員長 内田久美子 委員 松本浩介 委員 丸山聡
6. 所有株式数は、2019年12月31日時点のものであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名であります。

当社は、社外取締役の独立性に関する具体的な基準は定めていないものの、幅広い経験及び知見、専門家としての高い見識、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案した上で、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。

社外取締役内田久美子は、弁護士としての企業法務に関する豊富な知見を有しており、他の会社の社外取締役、社外監査役等を歴任した経験を有しております。

社外取締役松本浩介は、他社の代表取締役又は取締役を歴任し培われた企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。

社外取締役丸山聡は、ベンチャーキャピタルにおける成長企業に対するアドバイザー経験及び上場企業における経営管理等、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。

なお、社外取締役丸山聡は当社株式を2,500株所有しておりますが、それ以外に当社との間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はございません。また、社外取締役内田久美子、松本浩介につきましても、当社との間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はございません。

各社外取締役は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員会監査及び内部監査の実施に当たっては、監査等委員会と内部監査部門との間で相互報告を実施する他、会計監査人からも監査結果に関する報告を受け、情報を共有することで三者間の連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で構成されております。

監査等委員会は、毎月1回の定例監査等委員会及び必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、法令・定款及び「監査等委員会規程」に基づく重要事項について決定し、監査計画の策定、監査実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。

また、監査等委員である取締役は取締役会に出席するとともに経営会議等の社内重要会議の議事録を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

内部監査の状況

当社の内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の内部監査担当者4名が、「内部監査規程」に基づき、全部署に対して業務執行の妥当性やコンプライアンスの遵守状況等について定期的な監査を実施し、代表取締役社長及び監査等委員会に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果に基づき被監査部署に対して改善を指示し、内部監査担当者を通じてその改善状況をモニタリングすることにより、監査の実効性を確保しております。

また、内部監査担当者は、監査等委員会及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。

会計監査の状況

イ． 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ． 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 公認会計士 小野木 幹久

指定有限責任社員 公認会計士 白取 一仁

八． 監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 6名、その他 9名

二． 監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、EY新日本有限責任監査法人の職務遂行状況、監査体制、独立性および専門性等が適切であるかについて確認・評価を行った結果、当社の会計監査人として適任と判断しております。

なお、当社の監査等委員会は、会計監査人の職務執行について著しい障害があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該事案を株主総会に提出いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

ホ． 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、EY新日本有限責任監査法人からの説明聴取及び意見交換、監査実施状況等を踏まえ総合的に評価した結果、当社の会計監査人として適任であると判断しております。

監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) d (f) から の規定に経過措置を適用しております。

イ． 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	21,000	-	23,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	21,000	-	23,000	-

ロ． その他重要な報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

ハ． 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

ニ． 監査報酬の決定方針

当社グループの事業規模や特性に照らして、監査計画、監査内容及び監査日数を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。

ホ． 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査内容、監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の額については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役会にて審議を行い、決定は代表取締役社長である古俣大介に一任しております。なお、監査等委員会においてもその妥当性を審議しております。

監査等委員である取締役の報酬の額においては、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査等委員会にて協議の上決定することとしております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	55,276	55,276	-	-	-	4
監査等委員(社外取締役を除く)	-	-	-	-	-	-
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員(注1)	11,150	11,150	-	-	-	5

- (注) 1. 対象となる役員の員数は監査等委員である社外取締役3名及び社外監査役3名であります。うち、上記支給額には、2019年3月26日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(うち社外取締役1名)分及び監査役3名(うち社外監査役3名)分を含めております。なお当社は、2019年3月26日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2015年3月17日開催の第10期定時株主総会において、定款で定める取締役の員数の上限9名の総員に対して年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2019年3月26日開催の第14期定時株主総会において、定款で定める取締役の員数の上限9名の総員に対して年額180百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されております。また別枠で、2019年3月26日開催の第14期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額20百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されており、上記支給額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額である1,276千円を含めております。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2019年3月26日開催の第14期定時株主総会において、定款で定める監査等委員である取締役の員数の上限5名の総員に対して年額30百万円以内と決議されております。
4. 監査役の報酬限度額は、2015年3月17日開催の第10期定時株主総会において、定款で定める監査役の員数の上限5名の総員に対して年額20百万円以内と決議されております。

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式については純投資目的である投資株式とし、それ以外の投資株式については、純投資目的以外の目的である投資株式と判断しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

対象株式が資本業務提携など実業と強く関わり、かつ保有することで当該提携がより円滑に進むことが合理的に説明できる場合に限り実施する方針であります。

取得後においては、当該提携の効果を取締役会等にて定期的にチェックし、保有の合理性及び保有の可否を検証しております。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	-
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c . 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成30年3月23日内閣府令第7号。以下「改正府令」という。)による改正後の連結財務諸表規則第15条の5第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	927,807	989,791
売掛金	422,719	462,053
その他	132,349	136,993
貸倒引当金	3,854	5,021
流動資産合計	1,479,022	1,583,816
固定資産		
有形固定資産		
建物	29,963	30,665
減価償却累計額	4,769	7,043
建物(純額)	25,193	23,622
工具、器具及び備品	28,690	26,873
減価償却累計額	23,324	22,063
工具、器具及び備品(純額)	5,365	4,809
有形固定資産合計	30,559	28,431
無形固定資産		
コンテンツ資産	104,041	139,795
のれん	158,583	129,219
その他	19,289	32,988
無形固定資産合計	281,913	302,003
投資その他の資産		
投資有価証券	14,623	14,623
敷金及び保証金	79,549	71,753
繰延税金資産	16,159	14,702
その他	137	15,071
貸倒引当金	-	8,060
投資その他の資産合計	110,469	108,091
固定資産合計	422,942	438,526
資産合計	1,901,965	2,022,343

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	388,135	403,847
1年内返済予定の長期借入金	60,008	60,008
未払金	138,102	162,164
未払法人税等	61,069	36,044
前受金	314,815	378,418
その他	106,368	105,494
流動負債合計	1,068,500	1,145,977
固定負債		
長期借入金	135,812	75,804
引当金	18,156	16,063
その他	3,174	-
固定負債	157,142	91,867
負債合計	1,225,642	1,237,844
純資産の部		
株主資本		
資本金	310,261	319,477
資本剰余金	300,261	309,477
利益剰余金	65,422	155,771
自己株式	273	273
株主資本合計	675,671	784,452
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	296	511
その他の包括利益累計額	296	511
新株予約権	947	557
純資産合計	676,322	784,498
負債純資産合計	1,901,965	2,022,343

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高	2,514,253	2,759,466
売上原価	997,724	1,052,329
売上総利益	1,516,528	1,707,136
販売費及び一般管理費	1,406,067	1,546,364
営業利益	110,460	160,771
営業外収益		
受取利息	30	23
受取配当金	0	1,754
広告料収入	718	402
債務免除益	2,998	-
受取補償金	-	5,417
その他	606	640
営業外収益合計	4,354	8,236
営業外費用		
支払利息	1,251	923
為替差損	6,571	5,508
貸倒引当金繰入額	-	8,060
その他	98	2
営業外費用合計	7,921	14,495
経常利益	106,893	154,513
特別利益		
新株予約権戻入益	-	390
特別利益合計	-	390
特別損失		
固定資産除却損	-	451
投資有価証券評価損	22,400	-
特別損失合計	22,400	451
税金等調整前当期純利益	84,493	154,451
法人税、住民税及び事業税	67,879	62,646
法人税等調整額	4,288	1,456
法人税等合計	63,591	64,102
当期純利益	20,902	90,349
親会社株主に帰属する当期純利益	20,902	90,349

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
当期純利益	20,902	90,349
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	5,644	214
その他の包括利益合計	5,644	214
包括利益	15,257	90,134
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	15,257	90,134
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	309,739	299,739	44,520	73	653,925
当期変動額					
新株の発行					-
新株の発行（新株予約権の行使）	522	522			1,044
親会社株主に帰属する当期純利益			20,902		20,902
新株予約権の発行					-
新株予約権の失効					-
自己株式の取得				199	199
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	522	522	20,902	199	21,746
当期末残高	310,261	300,261	65,422	273	675,671

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
当期首残高	5,348	5,348	502	659,776
当期変動額				
新株の発行				-
新株の発行（新株予約権の行使）				1,044
親会社株主に帰属する当期純利益				20,902
新株予約権の発行			444	444
新株予約権の失効				-
自己株式の取得				199
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,644	5,644	-	5,644
当期変動額合計	5,644	5,644	444	16,546
当期末残高	296	296	947	676,322

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	310,261	300,261	65,422	273	675,671
当期変動額					
新株の発行	8,208	8,208			16,416
新株の発行（新株予約権の行使）	1,008	1,008			2,016
親会社株主に帰属する当期純利益			90,349		90,349
新株予約権の発行					-
新株予約権の失効					-
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	9,216	9,216	90,349	-	108,781
当期末残高	319,477	309,477	155,771	273	784,452

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
当期首残高	296	296	947	676,322
当期変動額				
新株の発行				16,416
新株の発行（新株予約権の行使）				2,016
親会社株主に帰属する当期純利益				90,349
新株予約権の発行				-
新株予約権の失効			390	390
自己株式の取得				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	214	214		214
当期変動額合計	214	214	390	108,176
当期末残高	511	511	557	784,498

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	84,493	154,451
減価償却費	77,900	74,178
のれん償却額	23,638	22,823
固定資産除却損	-	451
投資有価証券評価損益(は益)	22,400	-
新株予約権戻入益	-	390
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,075	9,347
受取利息及び受取配当金	31	1,777
為替差損益(は益)	7,146	6,744
支払利息	1,251	923
売上債権の増減額(は増加)	20,487	40,199
仕入債務の増減額(は減少)	15,209	17,648
未払金の増減額(は減少)	31,649	25,295
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(は減少)	682	1,356
前受金の増減額(は減少)	56,268	63,922
その他	2,616	18,804
小計	303,814	315,972
利息及び配当金の受取額	31	23
利息の支払額	1,219	887
法人税等の支払額	15,051	89,026
営業活動によるキャッシュ・フロー	287,574	226,081
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4,343	4,362
無形固定資産の取得による支出	78,435	118,523
敷金及び保証金の差入による支出	4,008	-
敷金及び保証金の回収による収入	-	2,835
長期貸付けによる支出	-	8,060
その他	30	188
投資活動によるキャッシュ・フロー	86,756	128,299
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	60,008	60,008
新株予約権の発行による収入	444	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	1,044	2,016
自己株式の取得による支出	199	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	58,719	57,992
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,335	2,623
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	137,763	37,166
現金及び現金同等物の期首残高	875,553	1,013,316
現金及び現金同等物の期末残高	1,013,316	1,050,483

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 スナップマート株式会社
Topic Images Inc.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社 PIXTA ASIA PTE. LTD.
PIXTA (THAILAND) CO., LTD.
PIXTA VIETNAM CO., LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社数 3社

非連結子会社 PIXTA ASIA PTE. LTD.
PIXTA (THAILAND) CO., LTD.
PIXTA VIETNAM CO., LTD.

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社は当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券(時価のないもの)

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3～15年
工具、器具及び備品 4～6年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）、コンテンツ資産については利用可能期間（3年以内）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年以内で均等償却しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」6,433千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」16,159千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

非連結子会社に対するものは、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
投資有価証券(株式)	14,623千円	14,623千円

(連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
給料手当	431,869千円	475,401千円
広告宣伝費	281,548	326,943
業務委託料	155,384	163,788

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	5,644千円	214千円
計	5,644	214
税効果調整前合計	5,644	214
税効果額	-	-
その他の包括利益合計	5,644	214

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,231,440	4,200	-	2,235,640
合計	2,231,440	4,200	-	2,235,640
自己株式				
普通株式	38	77	-	115
合計	38	77	-	115

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加4,200株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加77株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	947
合計		-	-	-	-	-	947

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,235,640	17,300	-	2,252,940
合計	2,235,640	17,300	-	2,252,940
自己株式				
普通株式	115	-	-	115
合計	115	-	-	115

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加8,300株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加9,000株は、譲渡制限付株式報酬としての新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	557
合計		-	-	-	-	-	557

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金	927,807千円	989,791千円
預け金(注)	85,509	60,691
現金及び現金同等物	1,013,316	1,050,483

(注) 預け金の一部は当社グループ提供サービスの対価回収における、決済サービス会社に対しての一時的な預け入れであり、随時引き出し可能であることから現金及び現金同等物に含めております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を自己資金及び銀行借入で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金は、主に本社オフィスの賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。借入金は、主に運転資金に関わる必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金についても、差入先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化の早期発見に努め、リスク軽減を図っております。なお、連結子会社についても同様の管理を行っております。

) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建債権債務に係る為替変動リスクについて通貨別に区分し、継続的に把握しております。なお、連結子会社についても同様の管理を行っております。

) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しています。なお、連結子会社についても同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

前連結会計年度(2018年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	927,807	927,807	-
(2) 売掛金	422,719		
貸倒引当金(*) 1	3,854		
	418,865	418,865	-
(3) 敷金及び保証金	79,549	77,587	1,961
資産計	1,426,221	1,424,260	1,961
(4) 買掛金	388,135	388,135	-
(5) 未払金	138,102	138,102	-
(6) 長期借入金(*) 2	195,820	194,944	875
負債計	722,057	721,182	875

(*) 1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

2. 長期借入金の連結貸借対照表計上額及び時価には、1年内返済予定長期借入金の金額が含まれております。

当連結会計年度（2019年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	989,791	989,791	-
(2) 売掛金	462,053		
貸倒引当金(*) 1	5,021		
	457,032	457,032	-
(3) 敷金及び保証金	71,753	71,347	406
資産計	1,518,577	1,518,170	406
(4) 買掛金	403,847	403,847	-
(5) 未払金	162,164	162,164	-
(6) 長期借入金(*) 2	135,812	135,707	104
負債計	701,823	701,719	104

(*) 1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

2. 長期借入金の連結貸借対照表計上額及び時価には、1年内返済予定長期借入金の金額が含まれております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値によっております。

負 債

(4) 買掛金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
関係会社株式	14,623	14,623

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
 前連結会計年度(2018年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	926,755	-	-	-
売掛金	422,719	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	-	79,549
合計	1,349,475	-	-	79,549

当連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	988,814	-	-	-
売掛金	462,053	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	-	71,753
合計	1,450,868	-	-	71,753

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度(2018年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金	60,008	60,008	60,008	15,796	-
合計	60,008	60,008	60,008	15,796	-

当連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金	60,008	60,008	15,796	-	-
合計	60,008	60,008	15,796	-	-

(有価証券関係)

前連結会計年度(2018年12月31日)

減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、市場価格がない非上場株式等について22,400千円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下した場合に、減損処理の要否を決定しております。

当連結会計年度(2019年12月31日)

減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金	467	-

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
新株予約権戻入益	-	390

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	取締役 1名 従業員 5名	従業員 6名	取締役 1名 従業員 11名	従業員 3名
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式 24,000株	普通株式 12,000株	普通株式 16,600株	普通株式 3,400株
付与日	2009年8月2日	2010年7月20日	2011年10月4日	2012年3月2日
権利確定条件	付されていません	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めていません	同左	同左	同左
権利行使期間	自 2012年8月1日 至 2019年6月30日	自 2012年8月1日 至 2019年6月30日	自 2013年10月5日 至 2021年8月23日	自 2014年3月3日 至 2021年8月23日

	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	取締役 1名 従業員 13名	取締役 2名 従業員 13名	従業員 1名	取締役 2名 従業員 26名
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式 15,000株	普通株式 10,400株	普通株式 4,000株	普通株式 24,000株
付与日	2012年12月15日	2014年3月14日	2014年7月17日	2015年3月18日
権利確定条件	付されていません	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めていません	同左	同左	同左
権利行使期間	自 2014年12月16日 至 2022年3月28日	自 2016年3月15日 至 2023年10月4日	自 2016年7月18日 至 2023年10月4日	自 2017年3月19日 至 2025年1月23日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2009年8月2日付株式分割(1株につき20株の割合)、2013年10月7日付株式分割(1株につき10株の割合)及び2015年6月12日付株式分割(1株につき20株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回 ストック・ オプション	第3回 ストック・ オプション	第4回 ストック・ オプション	第5回 ストック・ オプション	第6回 ストック・ オプション	第7回 ストック・ オプション
権利確定前 (株)						
前連結会計年度末	-	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)						
前連結会計年度末	2,000	6,000	9,000	1,600	2,600	8,300
権利確定	-	-	-	-	-	-
権利行使	2,000	6,000	-	-	-	200
失効	-	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	9,000	1,600	2,600	8,100

	第8回 ストック・ オプション	第9回 ストック・ オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	4,000	20,900
権利確定	-	-
権利行使	-	100
失効	-	-
未行使残	4,000	20,800

(注) 2009年8月2日付株式分割(1株につき20株の割合)、2013年10月7日付株式分割(1株につき10株の割合)及び2015年6月12日付株式分割(1株につき20株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第2回 ストック・ オプション	第3回 ストック・ オプション	第4回 ストック・ オプション	第5回 ストック・ オプション	第6回 ストック・ オプション	7回 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	225	225	300	300	300	720
行使時平均株価 (円)	1,524	1,730	-	-	-	1,550
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-	-	-

	第8回 ストック・ オプション	第9回 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	720	720
行使時平均株価 (円)	-	1,524
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

(注) 2009年8月2日付株式分割(1株につき20株の割合)、2013年10月7日付株式分割(1株につき10株の割合)及び2015年6月12日付株式分割(1株につき20株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

	第12回 ストック・オプション	第13回 ストック・オプション	第14回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 4名 従業員 17名	取締役 4名 従業員 13名	取締役 4名 従業員 16名 子会社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1.	普通株式 27,800株	普通株式 45,000株	普通株式 46,700株
付与日	2016年3月2日	2017年5月29日	2018年3月2日
権利確定条件	(注)2.	(注)3.	(注)4.
対象勤務期間	定めておりません	同左	同左
権利行使期間	自 2017年4月1日 至 2022年3月1日	自 2018年4月1日 至 2023年5月28日	自 2019年4月1日 至 2025年2月28日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 本新株予約権者は、2016年12月期から2018年12月期までのいずれかの期におけるのれん償却前営業利益(営業利益にのれん償却額を加算した額をいい、以下同様とする。)が下記(a)乃至(b)に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記(a)乃至(b)に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を限度として行使することができる。

(a) のれん償却前営業利益の合計額が300百万円を超過した場合: 行使可能割合: 50%

(b) のれん償却前営業利益の合計額が500百万円を超過した場合: 行使可能割合: 100%

本項におけるのれん償却前営業利益については、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益及び連結キャッシュ・フロー計算書におけるのれん償却額(連結財務諸表を作成していない場合、それぞれの損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。)を用いるものとし、適用される会計基

準の変更等により参照すべき営業利益及びのれん償却額概念に重要な変更があった場合、当社取締役会決議に基づき、別途参照すべき適正な指標及び数値を定めるものとする。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

3. 本新株予約権者は、2017年12月期から2019年12月期までのいずれかの期における売上高（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高をいい、以下同様とする。）が下記（a）乃至（c）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を、当該売上高の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日まで行使することができる。
 - (a) 売上高が 3,500 百万円を超過した場合：行使可能割合：30%
 - (b) 売上高が 4,000 百万円を超過した場合：行使可能割合：40%（上記（a）と合わせて70%）
 - (c) 売上高が 4,500 百万円を超過した場合：行使可能割合：30%（上記（a）及び（b）と合わせて100%）
4. 本新株予約権者は、2018年12月期から2020年12月期までのいずれかの期における売上高（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高をいい、以下同様とする。）が下記（a）乃至（c）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を、当該売上高の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日まで行使することができる。
 - (a) 売上高が 3,700 百万円を超過した場合：行使可能割合：30%
 - (b) 売上高が 4,200 百万円を超過した場合：行使可能割合：40%（上記（a）と合わせて70%）
 - (c) 売上高が 4,700 百万円を超過した場合：行使可能割合：30%（上記（a）及び（b）と合わせて100%）

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当連結会計年度（2019年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第12回 ストック・ オプション	第13回 ストック・ オプション	第14回 ストック・ オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	26,000	45,000	46,700
付与	-	-	-
失効	26,000	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	45,000	46,700
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

単価情報

	第12回 ストック・ オプション	第13回 ストック・ オプション	第14回 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	1,675	1,290	1,530
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正 な評価単価 (円)	15	2	10

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションはありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	50,218千円
(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	11,872千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	4,060千円	3,589千円
地代家賃損金不算入額	1,748	-
資産除去債務	714	1,072
一括償却資産	1,304	1,026
減価償却超過額	8,524	15,304
投資有価証券評価損	6,858	6,858
貸倒引当金	355	3,554
繰越欠損金	58,621	71,648
その他	314	8,882
繰延税金資産小計	82,502	111,937
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	-	71,648
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	25,586
評価性引当額小計 (注) 1	66,343	97,234
繰延税金資産合計	16,159	14,702

(注) 1 . 評価性引当額が30,891千円増加しております。その増加の主な内容は、連結子会社において、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したことに伴うものであります。

(注) 2 . 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度 (2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	-	-	-	71,648	71,648
評価性引当額	-	-	-	-	-	71,648	71,648
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.3
住民税均等割	0.8	0.5
雇用促進税制による税額控除	6.2	6.8
のれん償却額	-	3.4
評価性引当額の増減	40.0	9.9
連結子会社の適用税率差異	8.3	3.8
その他	1.3	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	75.3	41.5

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、クリエイティブ・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、クリエイティブ・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	302.11円	347.98円
1株当たり当期純利益金額	9.36円	40.21円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	9.12円	39.64円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	676,322	784,498
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	947	557
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	675,375	783,941
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,235,525	2,252,825

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	20,902	90,349
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	20,902	90,349
期中平均株式数(株)	2,232,522	2,246,775
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	59,264	32,189
(うち新株予約権(株))	(59,264)	(32,189)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	第13回新株予約権 (新株予約権の数450個 (普通株式45,000株)) 第14回新株予約権 (新株予約権の数467個 (普通株式46,700株)) なお、新株予約権の概要は 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	60,008	60,008	0.5	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	135,812	75,804	0.5	2022年
合計	195,820	135,812	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	60,008	15,796	-	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	685,133	1,344,777	2,014,841	2,759,466
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	63,635	103,379	113,749	154,451
親会社株主に帰属する四半期 純利益金額(千円)	37,279	57,464	57,126	90,349
1株当たり四半期純利益金額 (円)	16.68	25.65	25.45	40.21

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失 金額()(円)	16.68	8.99	0.15	14.75

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	870,867	956,561
売掛金	391,184	422,376
関係会社短期貸付金	190,000	240,000
その他	131,604	136,434
貸倒引当金	1,161	784
流動資産合計	1,582,495	1,754,588
固定資産		
有形固定資産		
建物	24,678	22,606
工具、器具及び備品	5,091	4,610
有形固定資産合計	29,769	27,217
無形固定資産		
コンテンツ資産	104,041	130,883
その他	19,107	32,830
無形固定資産合計	123,149	163,713
投資その他の資産		
関係会社株式	189,623	189,623
敷金及び保証金	63,677	62,303
繰延税金資産	16,159	14,702
その他	10	14,910
貸倒引当金	-	8,060
投資その他の資産合計	269,470	273,480
固定資産合計	422,389	464,411
資産合計	2,004,884	2,218,999

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	343,857	374,612
1年内返済予定の長期借入金	60,008	60,008
未払金	135,156	163,278
未払法人税等	60,889	35,864
前受金	299,560	353,581
その他	96,307	95,033
流動負債合計	995,780	1,082,378
固定負債		
長期借入金	135,812	75,804
固定負債合計	135,812	75,804
負債合計	1,131,592	1,158,182
純資産の部		
株主資本		
資本金	310,261	319,477
資本剰余金		
資本準備金	300,261	309,477
資本剰余金合計	300,261	309,477
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	262,094	431,578
利益剰余金合計	262,094	431,578
自己株式	273	273
株主資本合計	872,344	1,060,260
新株予約権	947	557
純資産合計	873,291	1,060,817
負債純資産合計	2,004,884	2,218,999

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高	1,233,570	1,258,684
売上原価	924,670	998,705
売上総利益	1,410,900	1,585,978
販売費及び一般管理費	1,211,933,372	1,213,533,730
営業利益	217,528	232,248
営業外収益		
受取利息	1,154	1,252
受取配当金	0	1,174
広告料収入	718	402
受取補償金	-	5,417
その他	390	483
営業外収益合計	2,663	10,309
営業外費用		
支払利息	1,251	923
為替差損	1,814	557
貸倒引当金繰入額	-	8,060
営業外費用合計	3,065	9,541
経常利益	217,125	233,016
特別利益		
新株予約権戻入益	-	390
特別利益合計	-	390
特別損失		
投資有価証券評価損	22,400	-
特別損失合計	22,400	-
税引前当期純利益	194,725	233,406
法人税、住民税及び事業税	67,699	62,466
法人税等調整額	4,288	1,456
法人税等合計	63,411	63,922
当期純利益	131,314	169,483

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
素材仕入		677,853	73.3	729,762	73.1
労務費		36,621	4.0	40,755	4.1
経費		210,195	22.7	228,187	22.8
合計		924,670	100.0	998,705	100

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際個別原価計算によっております。

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
賃借料(千円)	131,747	152,236
コンテンツ償却費(千円)	69,001	62,320
地代家賃(千円)	5,844	4,832

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	309,739	299,739	299,739	130,780	130,780	73	740,185	502	740,688
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	522	522	522				1,044		1,044
当期純利益				131,314	131,314		131,314		131,314
新株予約権の発行								444	444
自己株式の取得						199	199		199
当期変動額合計	522	522	522	131,314	131,314	199	132,158	444	132,603
当期末残高	310,261	300,261	300,261	262,094	262,094	273	872,344	947	873,291

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	310,261	300,261	300,261	262,094	262,094	273	872,344	947	873,291
当期変動額									
新株の発行	8,208	8,208	8,208				16,416		16,416
新株の発行（新株予約権の行使）	1,008	1,008	1,008				2,016		2,016
当期純利益				169,483	169,483		169,483		169,483
新株予約権の失効							-	390	390
当期変動額合計	9,216	9,216	9,216	169,483	169,483	-	187,915	390	187,525
当期末残高	319,477	309,477	309,477	431,578	431,578	273	1,060,260	557	1,060,817

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 関係会社株式 移動平均法による原価法
(2) その他有価証券
時価のないもの 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2006年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3～15年
工具、器具及び備品	4～6年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)、コンテンツ資産については利用可能期間(3年以内)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」6,433千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」16,159千円に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

関係会社項目

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
短期金銭債権	6,933千円	10,405千円
短期金銭債務	4,923	7,142

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業取引による取引高の総額	126,114千円	127,096千円
営業取引以外の取引高の総額	1,545	3,995

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度23%、当事業年度23%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度77%、当事業年度77%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
給料手当	323,625千円	394,259千円
広告宣伝費	266,593	303,180
業務委託料	154,630	159,512
減価償却費	7,530	10,339
貸倒引当金繰入額	806	311

(有価証券関係)

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は189,623千円、前事業年度の貸借対照表計上額は189,623千円)は、市場性がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	4,060千円	3,589千円
一括償却資産	1,200	956
減価償却超過額	8,524	7,885
資産除去債務	714	1,072
地代家賃損金不算入額	1,748	-
貸倒引当金	355	2,708
投資有価証券評価損	6,858	6,858
その他	314	2,037
繰延税金資産小計	23,777	25,109
評価性引当額	7,618	10,406
繰延税金資産合計	16,159	14,702

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.2
住民税均等割	0.3	0.2
評価性引当額の増減	3.5	1.2
雇用促進税制による税額控除	2.7	4.5
その他	0.5	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.6	27.4

(重要な後発事象)
 該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	28,815	-	-	2,071	28,815	6,209
	工具、器具及び備品	10,424	2,416	-	2,897	12,841	8,231
	計	39,240	2,416	-	4,969	41,657	14,440
無形固定資産	コンテンツ資産	104,041	89,162	-	62,320	130,883	-
	その他	19,107	19,524	-	5,801	32,830	-
	計	123,149	108,686	-	68,122	163,713	-

(注) 1. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

(増加額)

コンテンツ資産	自社コンテンツの制作費用	89,162千円
その他	社内利用ソフトウェア制作費用	17,591千円

2. 有形固定資産の当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	1,161	8,844	1,161	8,844

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所	
買取手数料	無
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社のウェブサイト上に掲載しております。 (アドレス https://pixta.co.jp/)
株主に対する特典	株主優待制度 1 株主優待の方法 当社が運営する出張撮影プラットフォーム「fotowa(フォトワ)」5,000円割引クーポンを1単元(100株)につき1枚、上限10枚として贈呈いたします。 2 対象株主 毎年12月31日現在の株主名簿に記載または記録された当社株式1単元(100株)以上を保有されている株主様を対象といたします。 3 株主優待券の有効期限 発行日の属する月の月末より1年間

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第14期）（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日） 2019年3月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及び確認書

事業年度（第14期）（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日） 2019年3月27日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第15期第1四半期）（自 2019年1月1日 至 2019年3月31日）2019年5月15日関東財務局長に提出

（第15期第2四半期）（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月14日関東財務局長に提出

（第15期第3四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2019年3月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2020年1月10日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年3月27日

ピクスタ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野木 幹久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白取 一仁 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているピクスタ株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクスタ株式会社及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ピクスタ株式会社の2019年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ピクスタ株式会社が2019年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年3月27日

ピクスタ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野木 幹久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白取 一仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているピクスタ株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクスタ株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。